

## 汚染土壤の搬出等に関する規制について(省令事項素案)

### 1 汚染土壤の搬出時の届出(法第16条)

#### (1) 汚染土壤の搬出時の届出の手続き(第16条第1項)

第16条第1項の届出は、同項第1号から第6号に規定された事項及び(2)を記載することとした様式の届出書に必要事項を記載し、これに、次の書類及び図面を添付して届出しなければならないこととする。

- ① 搬出させようとする汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)の図面
- ② 汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託したことを証する書類(汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であって当該汚染土壤を自ら処理する場合にあつては、当該汚染土壤の処理に関する計画)
- ③ 汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に係る汚染土壤処理業の許可証の写し
- ④ 汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下「自動車等」という。)及び保管設備の構造を記した書類
- ⑤ 当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票
- ⑥ 届出を行う都道府県知事の管轄する区域以外に所在する汚染土壤処理施設で処理又は積替えのために一時的に保管施設を使用する場合には、当該汚染土壤処理施設又は保管施設の所在地を管轄する都道府県知事が交付した確認証

#### (2) 汚染土壤の搬出時の届出書の記載事項(第16条第1項第7号)

第16条第1項第7号の届出書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ② 汚染土壤の搬出を行う要措置区域等の所在地
- ③ 汚染土壤の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- ④ 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等及び保管設備の所有者の氏名又は名称及び連絡先

#### (3) 変更の届出(第16条第2項)

(1)の届出に係る事項の変更の届出は、変更事項を記載した届出書の様式に必要事項を記載し、これに、(1)に掲げる書類を添付しなければならないこととする。

#### (4) 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤の搬出をした者の届出(第16条第3項)

法第16条第3項の届出は、①に掲げる事項を記載した届出書の様式に必要事項を記載し、これに、②に掲げる書類及び図面を添付して申請しなければならないこととする。

##### ① 記載事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ロ 汚染土壤の搬出を行った要措置区域等の所在地

- ハ 搬出させた汚染土壌の体積
  - ニ 汚染土壌の搬出先
  - ホ 汚染土壌の搬出の着手日
  - ヘ 汚染土壌の搬出の完了日
  - ト 搬出された汚染土壌の処理及び処理するための運搬に関する計画
- ② 添付書類
- イ 搬出された汚染土壌の現状及び搬出した場所の状況を示す図面及び写真
  - ロ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合にあつては、当該汚染土壌の処理に関する計画）
  - ハ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に係る汚染土壌処理業の許可証の写し
  - ニ 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等及び保管設備の構造を記した書類
  - ホ 当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票
  - ヘ 届出を行う都道府県知事の管轄する区域以外に所在する汚染土壌処理施設で処理又は積替えのために一時的に保管施設を使用する場合には、当該汚染土壌処理施設又は保管施設の所在地を管轄する都道府県知事が交付した確認証

## 2 運搬に関する基準(法第17条)

汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 第16条第1項又は第2項の規定により、届け出た内容に従った運搬
- ① 第16条第1項又は第2項の規定により、届け出た場所以外の場所で汚染土壌を卸（積替えを含む。）してはならないこと。
  - ② 第16条第1項又は第2項の規定により、届け出た者以外に汚染土壌を引き渡してはならない。
- (2) 管理票に関する遵守事項
- ① 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の識別番号及びその運転者の氏名を記載しなければならない。
  - ② 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した日時を記載し、汚染土壌を引き渡した相手に対して汚染土壌を引き渡すとともに、管理票を回付しなければならない。
  - ③ 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を運搬するときは、当該運搬を行う自動車等に管理票を搭載しなければならない。
  - ④ 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票の提示を求められた場合には、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。
- (3) 運搬に伴う汚染の拡散防止措置等
- ① 汚染土壌の転落、飛散、及び流失並びに特定有害物質の揮散、流出、及び地下浸透を防ぐため必要な措置を講ずること
  - ② 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

③ 運搬車及び運搬容器は、汚染土壌の転落、飛散、及び流失並びに特定有害物質の揮散及び流出のおそれのないものであること。

④ 運搬する汚染土壌が転落し、飛散し、若しくは流失し、又は当該運搬の際に生じた汚水若しくはガスが飛散し、流出し、地下に浸透し、又は揮散したときは、直ちに、当該運搬を中止し、自動車等又は保管設備の点検を行うとともに、転落した汚染土壌の回収その他環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

(4) 表示義務

汚染土壌を運搬するときは、当該運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を見やすいように表示すること。

(5) 混載等の禁止

① 運搬中、汚染土壌とその他の物を混合してはならない。

② 汚染土壌と他の要措置区域等から搬出された土壌が混合するおそれのないように、仕切りを設けて、搬出された要措置区域等の区域ごとに区分する等必要な措置を講ずること。ただし、当該汚染土壌が同一の汚染土壌処理施設で処理される場合（混載された汚染土壌が当該処理を行う汚染土壌処理施設の事業計画に適合する場合に限る。）は、この限りでない。

③ 汚染土壌から岩又はコンクリートくずその他の物を分離してはならない。

(6) 汚染土壌の積替え及び保管

① 汚染土壌の積替えを行う場合を除き、汚染土壌を保管してはならない。

② 汚染土壌の積替えのため、一時的に汚染土壌を保管する場合には、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 保管する汚染土壌、特定有害物質、又は保管の際に生じた汚水（雨水によるものを含む。）の流失を防止するため、周囲に囲い（積替え及び保管する汚染土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げるところによる掲示板が設けられていること。

（イ）掲示板の大きさが、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

（ロ）汚染土壌の保管のための場所である旨及び保管の場所の管理者の氏名又は名称並びに連絡先が表示されていること。

ハ 汚染土壌を保管する施設の壁面及び床面は、特定有害物質及び特定有害物質を含有する液体が浸透しない構造を有していること。

ニ 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、当該汚水を水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に適合するように処理してから排水すること。

③ 汚染土壌及び特定有害物質の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

④ 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出されるガスによる人の健康被害を防止するために必要な設備を設けるとともに、人の健康被害を生じさせないように処理してから排気すること。

(7) 汚染土壌の飛散を防止するため、汚染土壌の荷下ろしその他移動を行うときは、次

の各号のいずれかに該当すること。

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内において行うこと。
  - ② 散水施設によって散水が行われていること。（（6）の②のイ、ハ及びニの措置が講じられている場所に限る。）
  - ③ 防じんカバーで覆われていること。
  - ④ 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
  - ⑤ フード及び集じん機が設置されていること。
  - ⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (8) 汚染土壌を搬出する者から汚染土壌の運搬を受託した者は、当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならない。
- (9) 汚染土壌を搬出する者から汚染土壌の運搬を受託した者は、当該汚染土壌の運搬を委託した者に対して、他人の自動車等又は保管設備を当該汚染土壌の運搬の用に供する場合は、当該運搬の用に供する自動車等又は保管設備の管理者の氏名又は名称を明らかにしなければならない。
- (10) 汚染土壌の当該汚染土壌の処理が行われる施設への運搬は、措置実施区域等から搬出された日から九十日以内に行われなければならない。

### 3 管理票(法第20条)

- (1) 第20条第1項の管理票を交付するときは、下記の方法により交付しなければならないこととする。
- ① 管理票の様式は、別添の通りとする。
  - ② 第20条第1項の管理票を交付するときは、第16条の第1項の届出のときに都道府県知事に提出した管理票を交付しなければならない。
  - ③ 複数の者に運搬を委託する場合には、運搬の委託を行う者に対して汚染土壌の引き渡しとともに、管理票を回付することも委託しなければならない。
  - ④ 管理票は、運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければならない。
- (2) 第20条第1項の管理票に記載すべき事項は、次の事項とする。
- ① 搬出者の氏名（法人の場合には、担当者の氏名を並記）、住所及び連絡先
  - ② 搬出する土壌の重量
  - ③ 管理票の交付年月日及び交付番号
  - ④ 要措置区域等の所在地
  - ⑤ 積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
  - ⑥ 処理の委託を行った場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地
- (3) 第20条第3項の汚染土壌の運搬を受託した者が管理票に記載すべき事項は、受託した汚染土壌の運搬の用に供した自動車等の番号、当該自動車等の運転手の氏名及び汚染土壌を引き渡した日時とする。
- (4) 第20条第3項の汚染土壌の運搬を受託した者が当該管理票を交付した者に対して当該管理票の写しを送付すべき期間は、当該管理票に係る汚染土壌を受領した日から30日以内とする。

- (5) 第20条第4項の汚染土壌の処理を受託した者が管理票に記載すべき事項は、受託した汚染土壌を受領した者の氏名並びに処理方法及び処理年月日とする。
- (6) 第20条第4項の汚染土壌の処理を受託した者が当該管理票を交付した者に対して当該管理票の写しを送付すべき期間は、当該管理票に係る汚染土壌を受領した日から30日以内（汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設が休止していた期間を除く。）とする。
- (7) 第20条第5項の管理票交付者が送付を受けた管理票の写しを保存する期間は、5年間とする。
- (8) 第20条第6項の管理票交付者が交付した管理票の写しの送付を受けない期間は、90日間とする。
- (9) 第20条第7項の運搬受託者が管理票の写しを保存する期間は、5年間とする。
- (10) 第20条第8項の処理受託者が管理票の写しを保存する期間は、5年間とする。

#### 4 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定の新設(法第22条)

- (1) 汚染土壌処理業の許可の申請書の記載事項（第22条第2項）
  - 第22条第2項第5号の許可の申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - ① 第22条第2項第3号の汚染土壌処理施設の種類については、次のいずれかを記載すること。
    - イ 浄化処理施設  
加熱、洗浄、化学処理、生物処理、特定有害物質の抽出その他の方法により汚染土壌に含まれる特定有害物質を除去又は汚染土壌を熔融し固形化若しくは汚染土壌に薬剤を混合することにより特定有害物質が水に溶出することを抑制する処理（以下「不溶化処理」）を行う施設
    - ロ セメント等製造施設  
汚染土壌をセメント等製品の原材料として利用し、セメント等を製造する施設
    - ハ 埋立処理施設  
汚染土壌を埋立処分する施設
    - ニ 分別等処理施設  
イからハの処理を行うために、汚染土壌に混入しているコンクリートくず、岩等の除去、汚染土壌の含水比の調整を行う施設
  - ② 土壌汚染処理施設を設置する敷地の面積
  - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく産業廃棄物処分業若しくは特別管理産業廃棄物処分業、又は産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）
  - ④ 汚染土壌を保管する設備を設ける場合には、保管設備の容量
  - ⑤ 当該汚染土壌処理施設で処理した土壌を搬出する場合の搬出先となる汚染土壌処理施設
- (2) 汚染土壌処理業の許可の申請手続き（第22条第1項）
  - 第22条第1項の許可の申請は、同条第2項に規定された事項及び（1）の事項を

記載できる様式の申請書に必要事項を記載し、これに、次の書類及び図面を添付して申請しなければならないこととする。

① 事業計画等について

- イ 事業計画（施設の保守管理を含む。）の概要を記載した書類
- ロ 汚染土壌の処理工程図
- ハ 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスを大気中に排出する場合には、5の（4）の②に規定する排出されるガスの測定方法を記した書類
- ニ 汚染土壌処理施設の周辺の地下水の水質の汚濁の状況の把握方法を記した書類
- ホ セメント等製造施設を使用して汚染土壌を処理する場合には、製造されるセメント等の品質の管理の方法を記載した書類
- ヘ 汚染土壌の飛散及び粉じんの管理方法を記載した書類
- ト 排出水の汚染状態の測定方法を記載した書類
- チ 分別等処理施設又は浄化処理施設については、当該施設における処理後の土壌の処理方法を記載した書類及び再処理を行う汚染土壌処理施設の設置者の引き受け承諾書

② 人的能力に関するもの

- イ 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- ロ 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ハ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ホ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ヘ 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ト 申請者が法第22条第3項第2号イ又はロに該当しない者であることを誓約する書面
- チ 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- リ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

③ 施設の構造等に関するもの

- イ 汚染土壌処理施設（汚染土壌を保管する設備を含む。以下同じ）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
- ロ 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- ハ 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第

四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場合には、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

ニ 汚水等の処理の方法及び排水に係る用水及び排出される水の系統を示した書類

ホ 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスの排出方法及び処理方法、並びに当該処理に係る操業の系統概要を示した書類

ヘ 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示した図面

(3) 汚染土壌処理施設の能力（法第22条第3項第1号）

汚染土壌の処理を適確に、かつ、継続して行うに足りる汚染土壌処理施設の能力の基準は、次のとおりとする。

- ① 汚染土壌処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、排出される水の汚染状態が当該汚染土壌処理施設の排水口において、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に適合する排水を排出するために必要な排水処理施設及び当該排水の汚染状態を測定する施設が設けられていること。
- ② 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスを大気中に排出する場合には、当該ガスが当該施設の排出口において、大気汚染防止法の規定及び5の(4)の①に適合するガスを排出するために必要な構造並びに大気汚染防止法において測定が義務付けられているガス及び5の(4)の②に規定する排出されるガスを測定することができる構造を有していること。
- ③ 浄化処理施設、セメント等製造施設、分別等処理施設又は埋立処理施設の保管設備が設置される床又は地盤面は、特定有害物質及び特定有害物質が溶出又は混入した液体が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- ④ 汚染土壌の埋立の用に供する設備の壁面及び床面は、特定有害物質及び特定有害物質が溶出又は混入した液体が浸透しない構造を有していること。
- ⑤ 受け入れた汚染土壌並びに特定有害物質及び特定有害物質が溶出又は混入した液体が当該施設外への流失を防止するための堰堤その他の設備を有していること。
- ⑥ 地下水の水質の汚濁の状況を監視できる施設を有すること。ただし、地下浸透の防止措置として環境大臣が定める措置を講じていると都道府県知事が確認した場合を除く。
- ⑦ 著しい騒音、振動又は悪臭を発生し、周辺の環境を損なわないものであること。
- ⑧ 浄化処理施設を用いて行う場合には、当該施設において受け入れた汚染土壌の処理を行ったとき、法第16条第1項に規定する方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合することができる施設を有すること。

(4) 汚染土壌処理業の申請者の能力（法第22条第3項第1号）

汚染土壌の処理を適確に、かつ、継続して行うに足りる汚染土壌処理業の申請者の能力の基準は、次のとおりとする。（※未成年、成年被後見人及び被保佐人は、下記の能力を有しないと解する。）

- ① 汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。（※事業計画

- に管理者がいない場合、施設の定期点検がない場合には、能力がないものと解する。）
- ② 汚染土壌の処理を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
  - ③ 法第27条に規定する許可の取り消し等の場合の措置義務を行うに足る経理的基礎を有すること。（※ 保管設備の容量に相当する汚染土壌を処理する場合に必要な費用及び当該施設の敷地について土壌汚染状況調査を実施する場合に必要な費用、2年間以上の地下水にモニタリングを行うために必要となる費用の合計額以上の財産を有していること。）

## 5 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準(法第22条第6項)

汚染土壌処理業者が行う汚染土壌の処理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 提出した事業計画に従った汚染土壌の処理を行わなければならない。
- (2) 汚染土壌の処理に関し、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他生活環境の保全に関する法令及び条例を遵守しなければならない。
- (3) 汚染土壌の処理に伴って発生する汚水の適正な処理及び地下浸透防止
  - ① 汚染土壌処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、排出水の汚染状態が当該汚染土壌処理施設の排水口において、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
  - ② 汚染土壌処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、水質汚濁防止法第3条に規定する排水基準に定められた事項について、同法に基づき環境大臣が定める方法により、毎月、当該排出水の汚染状態を測定しなければならない。
  - ③ 汚染土壌処理施設から排出される汚水又は廃液を地下に浸透させてはならない。
  - ④ 汚染土壌処理施設の地下水の下流域の地下水の水質を3月（※6月との意見もあり。）ごとに測定しなければならない。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であつて、地下浸透の防止措置として環境大臣が定める措置を講じていると都道府県知事が確認した場合を除く。
- (4) 汚染土壌及び汚染土壌の処理に伴って発生するガスの適正な処理
  - ① 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生するガスを大気中に排出する場合には、当該ガスが当該施設の排出口において、大気汚染防止法第2条第1項3号に規定する有害物質について、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合しないガスを排出してはならない。
 

イ	カドミウム及びその化合物	一・〇ミリグラム
ロ	塩素	三〇ミリグラム
ハ	塩化水素	七〇〇ミリグラム
ニ	弗素、弗化水素及び弗化珪素	一〇ミリグラム



- ホ 鉛及びその化合物 二〇ミリグラム
- ヘ 窒素酸化物 二五〇立方センチメートル（ただし、排出ガス量が10万立方メートル未満の場合には、三五〇立方センチメートルとする。）

※大気汚染防止法の附則において経過措置がおかれている場合は、その例による。

- ② 浄化処理施設又はセメント等製造施設において発生する気体を大気中に排出する場合には、排出口から大気中に排出される①に掲げる有害物質及び次に掲げる物質の濃度を2月ごと（※1年に1回以上との意見もあり。）（①及び次に掲げる物質を除去する設備を有している場合等には、1年ごと）測定しなければならない。

- イ 一・二ジクロロエタン
- ロ ジクロロメタン
- ハ テトラクロロエチレン
- ニ トリクロロエチレン
- ホ ベンゼン
- ヘ 水銀
- ト ポリ塩化ビフェニル
- チ ダイオキシン類

- ③ 法第6条第1項第1号に規定する環境省令で定める基準のうち第1種特定有害物質の基準に適合しない土壌を処理する場合は、当該汚染土壌に含まれる第1種特定有害物質の大気への揮発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- ④ 汚染土壌の保管、処理、又は荷下ろしその他土壌の移動を行うときは、汚染土壌の飛散を防止するため、次の各号のいずれかに該当すること。

- イ 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内において行うこと
- ロ 散水施設によって散水が行われていること（2の（6）の②のイ、ハ及びニの措置が講じられている場所に限る。）
- ハ 防じんカバーで覆われていること
- ニ 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること
- ホ フード及び集じん機が設置されていること
- ヘ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

(5) 搬入された汚染土壌等の管理

- ① 汚染土壌処理施設に搬入された土壌を当該施設外に搬出してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- イ 浄化処理施設において浄化処理した土壌（異なった区域から搬出された土壌と混合したもの又は不溶化処理を行ったものを除く。）について、法第16条第1項の環境省令で定める方法による調査（全物質検査）をした結果、特定有害物質による汚染状態が法第6条第1号の環境省令で定める基準に適合したものを搬出する場合

- ロ あらかじめ搬出先として届出た汚染土壌処理施設に搬出する場合（ただし、第二溶出量基準に適合しない土壌を埋立処理施設に搬出する場合を除く。）

- ② 処理した土壌を他の汚染土壌処理施設において再処理するため、その土壌の運搬を他人に委託する場合には、当該委託に係る土壌の引き渡しと同時に当該土壌の運

搬を受託した者に対し、3に規定する管理票を交付しなければならない。

- ③ 分別等処理施設又は浄化処理施設から搬出された土壌の引き渡しを受けた汚染土壌処理業者は、当該汚染土壌とともに3に規定する管理票を受領し、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、その写しを搬出した施設の汚染土壌処理業者に対して送付しなければならない。
  - ④ 汚染土壌処理施設に搬入された土壌から分離した物は、廃棄物処理法その他の法令に従い処理（廃棄物は、廃棄物処理法に基づいた処理）しなければならない。ただし、汚泥については、土壌として取り扱わなければならない。
  - ⑤ セメント等製造施設を使用して汚染土壌を処理する場合には、4の（2）の①に記載された方法により、セメント等の品質の管理しなければならない。
  - ⑥ セメント等製造施設で製造された製品は、当該製品としての品質基準を遵守しなければならない。
  - ⑦ 引き渡しを受けた汚染土壌を4の（2）の③の規定に基づき提出した書類に記載された保管設備以外で保管してはならない。
  - ⑧ 第2溶出量基準（海面埋立地にあつては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する排出方法に関する基準とする。）を超過した土壌を埋立処理施設に搬入してはならない。
  - ⑨ 分別等処理施設において、第2溶出量基準を超過する汚染土壌を処理する場合には、他の区域から搬出された土壌と混合してはならない。
- (6) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の見やすい場所に許可番号、許可を受けた者の氏名、汚染土壌処理施設の設置場所、汚染土壌処理施設の種類、処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（種類及び含有量基準超過、溶出量基準超過又は第2溶出量基準超過の別）を表示しなければならない。
- (7) 当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくはガスが飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、当該施設の操業を停止し、施設の点検を行うとともに、飛散等した汚染土壌等の回収その他環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

## 6 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧(法第22条第8項)

- (1) 法第22条第8項に規定する汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理に関する記録の方法は、(2)の事項を記載することのできる様式に記録し、その記録を5年間保存するものとする。
- (2) 法第22条第8項に規定する汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理に関する記録すべき事項は、次の事項とする。
  - ① 受け入れた土壌の量及び汚染の状況、受け入れ年月日、処理を委託した者の氏名、処分した日（※管理票により保存することも可。）
  - ② 公共用水域又は下水道に排出した排出水の汚染状況を測定した日時及びその結果
  - ③ 汚染土壌処理施設の地下水の水質の汚濁の状況を測定した日時及びその結果
  - ④ 大気汚染防止法において測定が義務付けられているガス及び5の（4）の②に規定する排出されるガスを測定した日時及びその結果

- ⑤ 5の(5)①イの規定に基づき、法第16条第1項の環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が法第6条第1号の環境省令で定める基準に適合した土壌を搬出する場合には、当該土壌が要措置区域等から搬出され、処理が行われるまでの経緯、5の(5)①イの規定に基づき実施した調査の実施日時、実施者、実施方法及び調査の結果、並びに搬出日時、搬出先及び搬出量
- ⑥ 汚染土壌処理施設から搬出した物(⑤の土壌を除く。)の搬出日時、搬出先及び搬出量(土壌を搬出した場合には、当該土壌を搬出する際に交付した管理票及び搬出先となった汚染土壌処理施設から送付された管理票)

## 7 汚染土壌処理業による変更の許可等(法第23条)

- (1) 汚染土壌処理業の変更の許可の申請手続き(第23条第1項)

第23条第1項の変更の許可の申請は、申請者の氏名及び住所、汚染土壌処理業の許可を受けた者の氏名(法人の場合は、法人名)及び許可番号、変更すべき事項を記載した申請書に、変更事項に係る法第22条第2項の規定に基づき都道府県知事に提出した書類又は図面を添付して申請しなければならないこととする。

- (2) 許可を要しない汚染土壌処理施設の軽微な変更(第23条第1項)

法第22条第2項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第23条の第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント未満減少されるに至るもの

- (3) 届出を要する汚染土壌処理業の変更の手続き(第23条第3項)

第23条第3項の変更の届出は、申請者の氏名及び住所、汚染土壌処理業の許可を受けた者の氏名(法人の場合は、法人名)及び許可番号、変更すべき事項を記載した届出書に、変更事項に係る法第22条第2項の規定に基づき都道府県知事に提出した書類又は図面を添付して申請しなければならないこととする。

- (4) 変更の届出を要する事項

第22条第2項第5号に規定する事項又は法第27条に規定する許可の取り消し等の場合の措置義務を行うに足りる経理的基礎に変更があつたときは、都道府県知事に届け出なければならないこととする。

- (5) 汚染土壌処理業の休止等の手続き(第23条第4項)

第23条第4項の休止等の届出は、申請者の氏名及び住所、汚染土壌処理業の許可を受けた者の氏名(法人の場合は、法人名)及び許可番号、変更すべき事項、休止又は廃止の理由、休止、廃止又は再開の予定日、保管中の汚染土壌がある場合には、その処理方法を記載した届出書を提出しなければならないこととする。

## 8 許可の取消等の場合の措置義務(法第27条第1項)

法第27条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は許可を取り消された汚染土壌処理業者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 処理の事業を廃止し、又は許可を取り消されたとき、現に汚染土壌が汚染土壌処理施設内に残存している場合は、他の汚染土壌処理業者に処理を委託すること。
- (2) 地下水の汚染状況を測定し、地下水汚染が生じていない状況が二年間継続すること

を確認すること。ただし、要措置区域等に指定された場合又は（４）の調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合していることが判明した場合は、この限りでない。

- （３）埋立処理施設については、汚染土壌を埋め立てた場所を遮水シート及び厚さ五十センチメートル以上の土（廃棄物処理施設の許可を得て、廃棄物処理を行っている施設において、排水処理施設が稼働している場合には、厚さ五十センチメートル以上の土）、厚さ十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトその他当該汚染土壌を埋め立てた場所への水の浸透防止することができるものにより覆い、この覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- （４）土壌汚染の調査を実施し、その結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、第14条の申請を行うこと。
- （５）汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は許可を取り消された日から30日以内に前各号の措置を行い、その結果を都道府県知事に報告すること

## 9 許可証の交付等(法第28条)

都道府県知事は、汚染土壌処理業の許可をしたときは、汚染土壌処理業者に対し、許可番号、許可を受けた者の氏名、汚染土壌処理施設の設置場所、汚染土壌処理施設の種類、処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を記載した許可証を交付することとし、許可を受けた者の申請に基づき、その記載事項に変更が生じた場合には、その書換を、許可を受けた者が許可証を毀損又は忘失した場合には、再交付をそれぞれ行うこととする。

### 【参考事項】～

要措置区域等から掘削された汚泥については、汚染土壌として取り扱うこととする。